等（公害防止事業債、財源対策債、平成 12 年度から平成 14 年度までの各年度及び平成 16 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債並びに符号 B において別表第３の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係る地方債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（平成 22 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続の整備事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）（平成 12 年度において発行を許可されたもの（平成 11 年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）については、政府資金に係るものに限る。）

N_{12} ＝ 0.0202

N_{13} ＝ 0.0204

N_{14} ＝ 0.0189

N_{15} ＝ 0.0119

N_{16} ＝ 0.0078

N_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0143

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0216

N_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0143

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0208

N_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0144

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0209

N_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.01476

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01747

N_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01480

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01728

N_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.0159

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0182

等（公害防止事業債、財源対策債、平成 12 年度から平成 14 年度までの各年度及び平成 16 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債並びに B において別表第三の十三に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係る地方債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（平成 22 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続の整備事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）（平成 12 年度において発行を許可されたもの（平成 11 年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）については、政府資金に係るものに限る。）

N_{12} ＝ 0.0202

N_{13} ＝ 0.0204

N_{14} ＝ 0.0189

N_{15} ＝ 0.0119

N_{16} ＝ 0.0212

N_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0144

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0216

N_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0144

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0208

N_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0145

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0209

N_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.01477

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01749

N_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.0163

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0185

N_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.0160

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0183